



投資家向けベトナム税務ハンドブック

ベトナムにおける税務上の立場を理解し、遵守し、最適化します。



導入

ベトナムでビジネスを行うことは大きなチャンスをもたらしますが、同時に、すべての企業が遵守しなければならない複雑な税制規制や報告要件も伴います。

Vina TPTは、多くの外国人投資家や事業主が、特に事業開始後数年間は、ベトナムの税制環境への対応に苦労していることを理解しています。

この状況を分かりやすくするために、ベトナム企業が一般的に扱う主要な税務カテゴリーと報告事項を実用的にまとめた「ベトナム税務・会計ハンドブック」を作成しました。

このハンドブックには、以下の項目について簡潔な説明と役立つ注意事項が掲載されています。

VAT（付加価値税）：仕入付加価値税・売上付加価値税及び申告義務の理解

PIT（個人所得税）：従業員の個人所得税及び月次申告の管理

CIT（法人所得税）：四半期報告書及び年次報告書における重要な事項

FCT（外国契約者税）：海外のサービスプロバイダーと取引する際の義務

FS（財務諸表）：コンプライアンス遵守のタイムラインと監査要件

その他の報告書：税務局が頻繁に要求する追加の申告及び通知

私たちの目標は、お客様の企業がコンプライアンスを維持し、税務リスクを最小限に抑え、ベトナムでのビジネス成長という真に重要なことに集中できるように支援することです。

個別のアドバイスや継続的なサポートが必要な場合は、英語、日本語、ベトナム語で会計、税務、企業コンプライアンスに関するサポートを専門チームが提供いたします。

 (+84) 98 498 0069 (Whatsapp/ Zalo)

 infor@vinatpt.com

目次

VAT – 付加価値税	1
PIT – 個人所得税	3
CIT – 法人税	5
FCT – 外国契約者税	6
FS – 財務諸表	7
その他の報告書	8

VAT

付加価値税



月次または四半期ごとに申告及び提出

四半期:

- 一年目の新設立の会社;
- 前暦年の売上が年間500億ドン未満→四半期ごとにVATを申告

月次:

- 一年目の新設立及び月次でVAT申告登録の会社;
- 前暦年の収益が年間500億ドン以上→月次VAT申告が必要

月次または四半期ごとの提出期限

四半期:

- 翌四半期の最初の月の最終日
- 2026年第1四半期のVAT申告書 --> 提出期限 : 2026年4月30日

月次:

- 翌月の20日
- 例 : 2026年1月のVAT申告書 --> 提出期限 : 2026年2月20日

VAT額の計算 月次または四半期ごと

VATの納税額



売上VAT



仕入VAT

VAT納税額は申告期間中に会社が税務局に納付する必要があるVAT額である

売上VATは会社の売上から差し引かれるVAT額である。つまり、会社は商品・サービスを販売し、顧客に対して、電子インボイス（販売価格とVATを含む）を発行する

仕入VATは仕入インボイスのVAT金額である

1. VAT税率は商品及びサービスごとに異なる。
2. 輸出売上に対するVAT税率は0%で、現行規定に従い、書類が揃っている場合に適用される。
3. 当該期間に控除されなかった仕入VAT額は、翌期に繰り越され、引き続き控除される。
4. 会社の事業運営に役立たない購入商品・サービスは、仕入VAT控除の対象外である。

VAT

付加価値税



VAT還付

ベトナムのVAT還付規制は以下のよう
に適用される

- 1 新規投資プロジェクト
- 2 輸出事業を行っている企業

VAT還付の条件

1. 会社は控除方式で、VAT申告書を提出している。
2. ERC（企業登記証明書）またはIRC（投資登記証明書）を取得しているか、管轄当局から設立決定を受けている。
3. 会計法の規定に従い、会計帳簿及び会計書類を作成・保管している。
4. 3億ドン以上の控除可能な仕入VATがある。
5. VAT還付関係書類を作成し、現行規定に従い、税務調査に参加している。
6. 会社税コードに基づく銀行口座を保有している。

PIT

個人所得税



会社税コード

会社税コードに基づいて、月次または四半期ごとに申告及び提出する

四半期:

- 四半期ごとにVAT申告を行う会社

Monthly:

- 月次VAT申告を行う会社

月次または四半期ごとの提出期限

四半期:

- 翌四半期の最初の月の最終日
- 2026年第1四半期のVAT申告書 --> 提出期限 : 2026年4月30日

月次:

- 翌月の20日
- 例 : 2026年1月のVAT申告書 --> 提出期限 : 2026年2月20日

備考: この期限は納税申告書の提出及び税額の支払いの両方に適用される。

会社の税コードに基づく、 PITの計算

Level	Income per Month	PIT Rate
1	Up to 5 Mil VND	5%
2	Over 5 Mil to 10 Mil VND	10%
3	Over 10 Mil to 18 Mil VND	15%
4	Over 18 Mil to 32 Mil VND	20%
5	Over 32 Mil to 52 Mil VND	25%
6	Over 52 Mil to 80 Mil VND	30%
7	Over 80 Mil VND	35%

グロス所得:

会社は従業員とグロス所得について合意している。つまり、給与には個人所得税 (PIT) とSHUI (社会保険、健康保険、失業保険) が含まれる。

Ex: グロス所得 = 100 USD; PIT = 5 USD; SHUI = 5 USD

- PIT = 5 USD 及び SHUI = 5 USD, この金額は従業員への給与支払前に差し引かれる。
- 従業員に支払われるネット所得 = $100 - 5 - 5 = 90$ USD.

ネット所得:

会社は従業員とネット所得 (NET) について合意している。つまり、給与には個人所得税 (PIT) とSHUIは含まれない。個人所得税とSHUIの費用は会社が負担する。

例えば: ネット所得 = 100 USD; PIT = 5 USD; SHUI = 5 USD

従業員に支払われるネット所得 = 100 USD.

- PIT = 5 USD 及び SHUI = 5 USD, この金額は会社が負担する。
- 従業員に支払われるネット所得 = 100 USD.

PIT

個人所得税



会社税コードに基づく、 PITの計算

- 従業員の暦年所得の総合
- 規定に従って、個人所得税の確定申告書を作成し、提出する。

提出期限：翌年の3月31日

その他のタスク: 従業員の証明書を保持した状態でのPITの発行（要求された場合）

海外駐在員

居住者

- 暦年またはベトナム滞在初日から連続する12ヶ月間に183日以上ベトナムに滞在する。
- ベトナムに永住権を有する（一時居住カードを所持している、または長期賃貸契約を締結している）
- 課税年度中にベトナムに183日未満滞在し、当該個人がいずれかの国の居住者であることを証明できない場合は、ベトナムに居住しているとみなされる。

- 全世界所得に対する個人所得税（PIT）の申告と納税。ベトナム国外所得については、四半期ごとに別途PITを申告・納税する。
- 全世界所得の年間PIT確定申告書を作成し、提出する。提出期限：翌年4月30日

- 累計PIT率：5%から35%

非居住者

居住者の条件を満たさない場合は、非居住者とみなされる。

ベトナム滞在期間に応じた所得に対する個人所得税を申告し納付する

PIT 税率= 20%

CIT

法人税



規制対象：

1. 法人税（CIT）の計算では、一部の費用が控除される。つまり、財務諸表上の費用と法人税（CIT）の費用が異なる。
2. 四半期：法人税（CIT）の納付額を見積もり、税務局に納付／支払う。
3. 会計年度末：法人税確定申告書を作成し、税務局に提出する。→ 提出期限：翌会計年度の90日以内
4. 関連会社（親会社またはグループ内企業）と取引のある企業は、移転価格報告書と法人税確定申告書に添付する付録を作成する必要がある。

CIT 税率 = 20%

- 売上高が30億ドン以下の場合には15%
- 売上高が30億ドンから500億ドンの場合は17%

一部の産業に対する税制優遇措置：

ソフトウェア製造業：

- 法人税率10%を15年間適用する優遇措置
- 4年間の免税に加え、その後9年間の納税額を50%減額

備考: 会社は自社の事業がソフトウェア制作であることを証明する必要がある。



FCT

外国契約者税



外国契約者税 (FCT) は、外国契約者税 (FCWT) と呼ばれ、ベトナム国内で財、サービス、またはその他の活動から所得を得る非居住法人に適用される。VATと法人税 (CIT) (または個人所得税) を組み合わせたFCTは、恒久的施設を持たない外国の請負業者、サプライヤー、デジタルサービスプロバイダーのコンプライアンスを確保する。

納税申告期限

- 月次/四半期ごとの税金
- 月次：翌月の20日
- 四半期ごと：翌四半期の最初の月の最終日

年税

- 年次決算：暦年／会計年度の翌月3月末日
- 年次申告：暦年／会計年度の最初の月の末日
- 個人所得税の決算：暦年の翌月4月末日
- 定額税 (家庭・個人事業者)：前年の12月15日。新規事業者は開始日から10日以内
- 発生時税金: 納税義務発生日から 10 日目

外国契約者税

- 発生ごとの納付期限：納税義務発生日から10日目

FS

財務諸表



規制対象：

- 1 参加者監査を実施し、税務局に監査報告書を提出する → 期限：翌年度の90日
- 2 現行規定に従って、バーコードで財務諸表を作成し、税務局に提出する → 期限：翌年の90日
- 3 会計年度末に：CIT確定申告書を作成し、税務局に提出する → 期限：翌会計年度の90日以内

- 監査報告書は財務部門に提出する必要がある。
- 監査報告書は統計部門に提出する必要がある。



その報告書



統計報告書:

- 事業分野に応じた月次／四半期報告書の提出要請;
- すべての企業は、統計部門に年次報告書を提出しなければならない。

投資報告書

- 財務省（MOF）に対し、四半期ごと及び6ヶ月ごとに報告書を提出する必要がある。
- すべてのFDI企業は年次報告書を提出する必要がある。

その他の報告書

- 労働報告書、取引報告書等、会社の実際の法人に基づいて他部門の報告書を提出する必要がある。

連絡先



VIETNAMESE/ENGLISH

Ms. CHAU KIM HIEN (KIM)
CEO

Phone: +84 34 868 5526

Email: chau.kim.hien@vinatpt.com**OPERATION DEPARTMENT****Ms. Ho My /Ms. Hieu Nhi**

Hotline: +84 98 498 0069 (Zalo/Whatsapp)

Email: infor@vinatpt.com

JAPANESE

Mr. LE QUOC DUY

Chairman

Phone: +84 8 6868 4710

Email: le.quoc.duy@vinatpt.com

Ho Chi Minh City 事務所

- 住所: 5th Floor, More Building, 83B Hoang Sa Street, Tan Dinh Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
- 税コード: 0315968958
- 電話番号: (+84) 984 980 069

Da Nang 事務所

- 住所: 1st Floor, Nhan Dan Newspaper Building, 06 Tran Phu Street, Hai Chau Ward, Da Nang City, Vietnam
- 電話番号: +84 98 498 0069